

事業

後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の軽減判定の誤りについて

1. 後期高齢者医療保険料の軽減判定の誤りについて

後期高齢者医療の賦課決定は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合が行い、「国が設定した電算処理システム」で保険料を算定していますが、このシステムの保険料の軽減判定の設定に誤りがあり、一部の被保険者（青色申告による純損失の繰越を行った被保険者）について、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていました。この件については、国が平成28年12月27日に公表を行い、後期高齢者医療広域連合が対象者の抽出や軽減額の算定など精査を進めておりました。このほどそれらがまとまり5月31日を納期限とし、通知をさせていただきました。本市分の状況は以下のとおりです。

- ・ 還付 23件（20～28年度） 509,500円
- ・ 追加徴収 39件（27～28年度） 858,800円

2. 国民健康保険税の軽減判定の誤りについて

国民健康保険税についても、軽減判定は後期高齢者医療保険料と同様の計算式を用いていることから、国民健康保険税のシステムに関して調査を行ったところ、誤りがあることが判明しました。

国民健康保険税の追加徴収額は精査中の段階ですが、概算で以下のとおりです。額が確定しだい納税義務者の皆様に説明を行い納付していただく予定です。

- ・ 追加徴収 49世帯（26～28年度） 2,430,000円（概算）
- ・ 再発防止策 今回誤りのあった事例については、電算処理システムで自動計算ができないもので、手作業での処理が必要になります。処理作業をマニュアル化しましたので、処理及び確認作業の徹底を図ってまいります。